

会 議 録

会 議 名	第5回 船橋市環境基本計画策定委員会	
事 務 局	環境部環境保全課	
開 催 日 時	平成22年8月27日（金） 10時～ 12時	
開 催 場 所	本庁舎9階第1会議室	
出 席 者	委 員	大野委員長 鈴木副委員長 村松委員（名川委員代理） 青木委員 前田委員 工藤委員 高橋委員 加藤委員 斎藤委員
	事 務 局	林環境部長、 環境部環境保全課 西岡環境保全課長、近藤室長、新山副主幹、布施副主幹、山田副主幹、鎌田主任技師 (株)数理計画
傍聴者	1名	
会議次第	<ul style="list-style-type: none"> (1) パブリックコメントの結果について (2) 市民からの意見と市の考え方について (3) 事務連絡 	

会議経過

新山副主幹 それでは、ただいまから第5回環境基本計画策定委員会を開催いたします。

ここで配布資料の確認をさせていただきます。本日はお手元の次第のほかに、資料1として、船橋市環境基本計画（素案）説明会結果報告書、資料2として、船橋市環境基本計画に係るパブリックコメントの実施結果、資料3として、パブリックコメントの意見とその対応（案）、資料4として、新環境基本計画策定スケジュールを配布しております。また、事前に検討資料としてパブコメの意見とその対応（案）を配布しておりますが、内容について若干修正があるため本日配布の資料3として頂ければと思います。不足などございませんか。

また、本日の策定委員会は、委員12名中9名の方が出席していることをご報告いたします。なお、北澤委員・高野委員・篠田委員は所用のため欠席されております。

船橋市環境基本計画素案につきましては、先にご案内しているとおり平成22年6月25日～7月24日までパブリックコメントを行ったところです。また、7月3日には計画の素案説明会を開催したところです。

本日は頂いたご意見に対する対応をご検討して頂くため、事務局としての案をご説明させていただきます。

内容につきましてご検討頂き、市環境基本計画への反映について併せてご検討頂きたいと考えております。

また、本委員会は原則公開としており、本日に傍聴者を募りましたところ、1名傍聴希望がありました。入室をご許可いただきたいと思います。

委員長 許可します。

（傍聴希望者入室）

新山副主幹 それではこれよりの進行については策定委員会設置要綱第5条に基づき、委員長にお願いいたします。大野委員長、ご挨拶とその後の議事進行について、よろしくお願いたします。

<p>会 議 経 過</p>	<p>委員長 (挨拶)</p> <p>委員長 それでは、お手元に配布してあります次第により進めたいと思います。 本日の議題(1)の「パブリックコメントの結果について」事務局から説明願います。</p> <p>事務局 素案説明会の結果についてご報告いたします。お手元の資料1をご覧ください。</p> <p style="text-align: center;">(資料1について説明)</p> <p style="text-align: center;">つづいて、パブリックコメントの実施結果についてご報告いたします。お手元の資料2をご覧ください。</p> <p style="text-align: center;">(資料2について説明)</p> <p>委員長 事務局から「パブリックコメントの結果について」について説明がありましたが、ご意見等あればお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(意見なし)</p> <p>委員長 意見が無いようですので、つづいて、本日の議題(2)である「市民からの意見と市の考え方について」事務局から説明願います。</p> <p>事務局 それでは、パブリックコメントで頂いたご意見に対する市としての考え方についてご説明いたします。お手元の資料3パブコメの意見とその対応(案)をご覧ください。頂いたご意見の分野を目安に25のご意見について、3つに分けてご説明し、質疑・検討をはさみながら進めさせて頂きたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>委員長 お聞きのとおり、事務局から説明方法について、3つにわけて説明したいとありましたが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議無しの声)</p>
----------------	--

会議経過

委員長 それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、まず1～6についてご説明いたします。
お手元の資料パブコメの意見とその対応（案）をご覧ください。

（資料3 No1～6について説明）

委員長 お聞きのとおりですが、内容について検討したいと思います。
ご意見等願います。

高橋委員 新駅設置の話があったが、大気汚染対策にとっても都市計画による区画整理を行うことは有効である。しかし、区画整理事業は地権者の税負担がネックとなり十分な協力を得られず行き詰っている。地権者の税負担を軽減できるようすれば賛同を得られるのではないか。まちづくりを進めるにあたっては、税負担とのバランスに配慮する必要がある。

委員長 ほかに意見はありますか、なければ次を説明願います。

事務局 それでは、まず7～16についてご説明いたします。

（資料3 No7～16について説明）

委員長 お聞きのとおりですが、内容について検討したいと思います。
ご意見等願います。

鈴木副委員長 太陽光発電を学校で導入しているはずだが、状況を教えて欲しい。

近藤室長 公共施設への導入については、22年度から設置を進め、23年度までに12施設に入る予定です。

布施副主幹 坪井地区では市民の住宅で導入が進んでいるので、坪井地区での写真を計画書に掲載したい。

鈴木副委員長 是非掲載して頂きたい。

青木委員 No 14 に対する市の意見として、天然ガスへの燃料転換を省エネルギー設備の導入に含まれると説明されているようだが、省エネルギーとは違うのではないか。

近藤室長 この節は大きく新エネルギーと省エネルギーに大別して施策を取りまとめている。燃料転換については広義の意味で省エネルギーと捉えられるようにした。

青木委員 燃料転換は低炭素が目的であり、省エネルギーとは違うのではないか。結果的に同じになる場合も確かにある。新エネルギーについても、例えばバイオ燃料への転換は低炭素につながる。この場合は新エネルギーに含めてもよい。

近藤室長 省エネルギーの取組みとして、ESCO 事業の中に天然ガスへの燃料転換が含まれている。施策として「ESCO 事業の活用などによる省エネルギー設備の導入を促進します。」としており、燃料転換はそこに含まれる。

数理計画 105 ページの事業者への環境配慮指針でも ESCO 事業の活用を示しているが、そのところの表現を工夫してはどうだろうか。

青木委員 燃料転換と省エネルギーは目的が違う。天然ガスだけでなくバイオガスもある。広い意味でとれるよう燃料転換を記載してはどうか。エネルギー源としての話をどうするか考えてはどうか。

斎藤委員 市民が天然ガス導入の効果が分かるように説明がないとこじつけのように思われる可能性がある。

布施副主幹 事業者が天然ガスに転換すると NOX、SOX の削減効果がある。No 2 のご意見での対応で別紙 1 にあるように大きい意味で記載していきたい。

委員長 事業者についてはどの様なところで関係があるのか。

布施副主幹 天然ガスへの燃料転換は、重油、軽油等の液体燃料を使っているところが対象となる。

青木委員 なにも天然ガスを押している訳ではない。バイオガス利用の事例もある。バイオガス利用と省エネは意味が違う。

工藤委員 燃料転換について正面から答えるべきだと思う。

西岡課長 低炭素社会の項目で①省エネルギーと②新エネルギーに内容を分けているが、燃料転換はどちらに含まれるか。「○」の項より「・」の項の中に燃料転換を追加したい。市の取組みとしては燃料転換については啓発を行っている。

青木委員 目標との整合が気になった。②の新エネルギーのところで触れていない。船橋市ではバイオ燃料の活用はないのか。

布施副主幹 市としてはほぼ無い。下水汚泥の利用も無くは無いが、売電の様などころまでは出来ていない。焼却処理場での利用は今後検討されている。

青木委員 てんぷら油の利用もアイデアとしてはある。

委員長 低炭素社会の形成として燃料転換について明記をするか、どうするのか。

斎藤委員 省エネルギーではなく、大きな意味での新エネルギーの導入という記載にしてはどうか。

委員長 記載は事務局に任せる。

西岡課長 ②新エネルギーのところで「○エネルギー転換」というニュアンスで記載を検討する。

青木委員 105ページの(2)のところでも入ってくるか。

西岡課長 そこも併せて検討したい。考え方が偏らないようにする。

前田委員 No10にあるように市が事業者として温暖化対策の取組みをどうしていくか独立項目にして記載してはどうか。

近藤室長 「船橋の環境」で毎年取組みによるデータを公表している。具体的な取組みとなる率先行動計画は現在見直している。

前田委員 83ページでも別項目で市の事業者としての取組を記載してはどうか。

布施副主幹 80ページで船橋市環境率先行動計画について記述している。

前田委員 市全体の省エネルギーの推進を独立させ、市民、事業者、市の三本立てとしては具体的な行動を記載してはどうか。

西岡課長 環境基本計画は基本方針を定めるもので、船橋市環境率先行動計画や地球温暖化対策計画の区域施策編は個別の実行計画になり、環境基本計画に全ての個別計画を載せることはできない。環境基本計画の性質を理解頂きたい。

前田委員 市の中で一番大きな組織は市そのものである。全体を引っ張っていくためにも表現が必要と思う。

西岡課長 船橋市環境率先行動計画の冒頭に同様の表現がなされて、その考えのもとに取組んでいる。

布施副主幹 100ページで同様の表現をしている。具体的には各々の計画の中で取組んでいく。

委員長 ほかに意見はありますか、なければ次を説明願います。

事務局 それでは、17～25についてご説明いたします。

(資料3 No17～25について説明)

委員長 お聞きのとおりですが、内容について検討したいと思います。
ご意見等お願いします。

斎藤委員 No 2 3 の回答はあいまいではないか。中間年度での見直し
と方向性の確認を行うことを明記してはどうか。

西岡課長 計画の進行管理の中で中間年度での見直しと方向性の確認
を行うことを記載している。

委員長 ほかに意見はありますか、これまでの議論について事務局に
まとめてもらいたい。

西岡課長 燃料転換の表現については検討する。事務局案をメール等
で送付するので確認頂きたい。

委員長 承知した。

西岡課長 議論頂きありがとうございました。今後のスケジュールに
ついては資料に記載した通りになる。次回は10月8日の14
時からでいかがでしょうか。場所は同じとなります。

委員長 最後に事務連絡を事務局から願います。

事務局 今後のスケジュールについてご説明します。お手元の資料4
をご覧ください。

(資料4を説明)

委員長 各委員のみなさまから、事務局に質問事項等ございますか？

委員長 無いようでしたら以上をもちまして、第5回環境基本計画策
定委員会を終了させていただきます。

(閉会 12:00)

配 布 資 料	資料 1 船橋市環境基本計画（素案）説明会素案説明会報告書、 資料 2 船橋市環境基本計画に係るパブリックコメントの実施結果 資料 3 パブリックコメントの意見とその対応（案） 資料 4 新環境基本計画策定スケジュール
---------	--